

第 23 号議案

ふじみ野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 20 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。